

石巻市災害廃棄物におけるアスベスト対策について

《市長コメント》

東日本大震災から2年が経過し、本市における被災家屋等の解体撤去に伴うアスベストの調査につきまして、昨年8月から災害廃棄物一次仮置場でアスベストの気中濃度調査を3回ほど実施してまいりましたが、このたび、その結果がまとまり、本市のホームページで公表することといたしましたのでお知らせします。

本市では、これまで、家屋解体を委託する業者の技能の向上を図るため、市内で石綿取扱特別教育や石綿作業主任者技能講習を実施するとともに、石巻労働基準監督署や石巻保健所等と合同で解体現場のパトロールやアスベスト含有廃棄物等の回収作業を行い、解体業者への指導やアスベストの飛散防止に取り組んでまいりました。

また、家屋解体につきましては、解体する建物全棟を対象にアスベスト含有の事前調査を行い、吹き付けアスベストやアスベスト含有屋根材等を除去・分別してから解体するように徹底しております。

さらに、一部の建物において、特殊な工法が採用されていたことからアスベストの取り残しの事例がありましたので、今年度からは、アスベスト除去業務の施工監理を専門業者に委託し、アスベストが適正に処理されるように行うことといたしました。

しかし、発災直後につきましては、二次災害の発生の恐れのある建物や、自衛隊による行方不明者の捜索に伴う建物の撤去などが最優先であり、また、ガレキの状態からもアスベストをきちんと処理できる状況ではありませんでした。

その結果、アスベストが処理されずに災害廃棄物の一次仮置場に搬入されたことを危惧していたので、飛散防止シートを設置するとともに、仮置場の管理業者には、作業員のマスクの着用と散水作業を徹底するよう指導してまいりました。

東日本大震災後、環境省では定期的に被災地のアスベスト大気濃度調査を実施しており、その結果によると、本市においてはこれまで、一般大気環境とほぼ変わらない濃度となっておりますが、本市におきましても、引き続き一次仮置場のアスベスト気中濃度調査を実施し、その結果を本市のホームページで公表しながら、市民の皆様には本市の災害廃棄物処理事業が安全に進められていることをご知らせしてまいります。